

2025（令和7）年度保険料率について



都道府県別保険料率

令和7年1月29日（水）開催
第134回全国健康保険協会運営委員会
資料1-2より抜粋

令和7年度都道府県単位保険料率の算定について

（単位：％）

	医療給付費に ついての調整後の 保険料率 (a+b)	医療給付費に ついての調整前の 所要保険料率 (a)	調整(b)		所要保険料率 (a+b+4.65)	保険料率 (精算反映後、 インセンティブ 反映前) (c)	保険料率 (精算・インセンティブ 反映後) (d)	インセンティブ 分
			年齢調整	所得調整				
全 国	5.35	5.35	—	—	10.00	10.00	10.00	0.000
1 北 海 道	5.67	6.21	▲ 0.33	▲ 0.22	10.32	10.30	10.31	0.010
2 青 森	5.19	6.35	▲ 0.37	▲ 0.79	9.85	9.84	9.85	0.007
3 岩 手	5.02	5.99	▲ 0.35	▲ 0.62	9.68	9.61	9.62	0.010
4 宮 城	5.42	5.91	▲ 0.16	▲ 0.33	10.07	10.10	10.11	0.010
5 秋 田	5.37	6.72	▲ 0.63	▲ 0.72	10.02	10.01	10.01	0.000
6 山 形	5.31	6.12	▲ 0.31	▲ 0.49	9.96	9.90	9.75	▲ 0.148
7 福 島	4.94	5.43	▲ 0.20	▲ 0.28	9.60	9.61	9.62	0.010
8 茨 城	5.05	5.07	▲ 0.04	0.02	9.70	9.66	9.67	0.010
9 栃 木	5.21	5.38	▲ 0.08	▲ 0.09	9.87	9.81	9.82	0.010
10 群 馬	5.10	5.20	▲ 0.02	▲ 0.08	9.75	9.76	9.77	0.010
11 埼 玉	5.12	5.02	▲ 0.01	0.11	9.77	9.75	9.76	0.010
12 千 葉	5.15	5.10	▲ 0.06	0.11	9.80	9.78	9.79	0.010
13 東 京	5.26	4.46	0.17	0.63	9.91	9.90	9.91	0.010
14 神 奈 川	5.30	5.00	▲ 0.06	0.36	9.95	9.91	9.92	0.010
15 新 潟	4.86	5.32	▲ 0.15	▲ 0.31	9.51	9.59	9.55	▲ 0.040
16 富 山	4.98	4.95	▲ 0.07	0.11	9.64	9.68	9.65	▲ 0.027
17 石 川	5.21	5.19	▲ 0.01	0.04	9.86	9.87	9.88	0.010
18 福 井	5.28	5.47	▲ 0.14	▲ 0.04	9.94	9.93	9.94	0.010
19 山 梨	5.17	5.46	▲ 0.16	▲ 0.14	9.82	9.88	9.89	0.010
20 長 野	5.02	5.27	▲ 0.08	▲ 0.17	9.68	9.76	9.69	▲ 0.067
21 岐 阜	5.28	5.39	▲ 0.00	▲ 0.10	9.94	10.01	9.93	▲ 0.079
22 静 岡	5.11	5.07	▲ 0.04	0.08	9.76	9.79	9.80	0.010
23 愛 知	5.33	4.92	0.19	0.23	9.98	10.02	10.03	0.010
24 三 重	5.25	5.22	0.02	0.01	9.90	9.98	9.99	0.010
25 滋 賀	5.22	5.28	0.08	▲ 0.14	9.88	9.96	9.97	0.010
26 京 都	5.39	5.28	0.07	0.04	10.05	10.02	10.03	0.010
27 大 阪	5.60	5.32	0.16	0.12	10.25	10.23	10.24	0.010
28 兵 庫	5.51	5.52	0.02	▲ 0.03	10.17	10.15	10.16	0.010
29 奈 良	5.42	5.88	▲ 0.02	▲ 0.43	10.08	10.02	10.02	0.001
30 和 歌 山	5.46	6.06	▲ 0.08	▲ 0.52	10.11	10.19	10.19	▲ 0.001
31 鳥 取	5.26	6.09	▲ 0.16	▲ 0.67	9.92	9.92	9.93	0.010
32 島 根	5.45	6.24	▲ 0.27	▲ 0.52	10.11	10.05	9.94	▲ 0.106
33 岡 山	5.49	5.66	0.06	▲ 0.23	10.15	10.16	10.17	0.010
34 広 島	5.31	5.41	0.04	▲ 0.14	9.96	9.96	9.97	0.010
35 山 口	5.56	5.83	▲ 0.17	▲ 0.10	10.21	10.35	10.36	0.010
36 徳 島	5.73	6.20	▲ 0.11	▲ 0.36	10.38	10.49	10.47	▲ 0.025
37 香 川	5.59	5.99	▲ 0.05	▲ 0.35	10.24	10.20	10.21	0.010
38 愛 媛	5.47	5.95	▲ 0.01	▲ 0.47	10.12	10.17	10.18	0.010
39 高 知	5.48	6.03	▲ 0.17	▲ 0.39	10.13	10.12	10.13	0.010
40 福 岡	5.65	5.90	0.04	▲ 0.29	10.30	10.30	10.31	0.010
41 佐 賀	6.06	6.93	▲ 0.19	▲ 0.68	10.71	10.77	10.78	0.010
42 長 崎	5.67	6.70	▲ 0.27	▲ 0.76	10.33	10.40	10.41	0.010
43 熊 本	5.64	6.34	▲ 0.10	▲ 0.60	10.29	10.26	10.12	▲ 0.137
44 大 分	5.62	6.41	▲ 0.22	▲ 0.57	10.27	10.29	10.25	▲ 0.048
45 宮 崎	5.33	6.21	▲ 0.13	▲ 0.75	9.99	10.14	10.09	▲ 0.048
46 鹿 児 島	5.64	6.65	▲ 0.12	▲ 0.90	10.29	10.30	10.31	0.010
47 沖 縄	5.03	6.41	0.11	▲ 1.48	9.69	9.44	9.44	▲ 0.002

都道府県別保険料率

令和7年1月29日（水）開催
第134回全国健康保険協会運営委員会
資料1-2より抜粋

（参考）令和7年度都道府県単位保険料率の令和6年度からの変化

（単位：％）

		令和6年度保険料率	令和7年度保険料率	現在からの変化分 (b)－(a)
		(a)	(b)	
	全 国	10.00	10.00	0.00
1	北 海 道	10.21	10.31	+0.10
2	青 森	9.49	9.85	+0.36
3	岩 手	9.63	9.62	▲0.01
4	宮 城	10.01	10.11	+0.10
5	秋 田	9.85	10.01	+0.16
6	山 形	9.84	9.75	▲0.09
7	福 島	9.59	9.62	+0.03
8	茨 城	9.66	9.67	+0.01
9	栃 木	9.79	9.82	+0.03
10	群 馬	9.81	9.77	▲0.04
11	埼 玉	9.78	9.76	▲0.02
12	千 葉	9.77	9.79	+0.02
13	東 京	9.98	9.91	▲0.07
14	神 奈 川	10.02	9.92	▲0.10
15	新 潟	9.35	9.55	+0.20
16	富 山	9.62	9.65	+0.03
17	石 川	9.94	9.88	▲0.06
18	福 井	10.07	9.94	▲0.13
19	山 梨	9.94	9.89	▲0.05
20	長 野	9.55	9.69	+0.14
21	岐 阜	9.91	9.93	+0.02
22	静 岡	9.85	9.80	▲0.05
23	愛 知	10.02	10.03	+0.01
24	三 重	9.94	9.99	+0.05
25	滋 賀	9.89	9.97	+0.08
26	京 都	10.13	10.03	▲0.10
27	大 阪	10.34	10.24	▲0.10
28	兵 庫	10.18	10.16	▲0.02
29	奈 良	10.22	10.02	▲0.20
30	和 歌 山	10.00	10.19	+0.19
31	鳥 取	9.68	9.93	+0.25
32	島 根	9.92	9.94	+0.02
33	岡 山	10.02	10.17	+0.15
34	広 島	9.95	9.97	+0.02
35	山 口	10.20	10.36	+0.16
36	徳 島	10.19	10.47	+0.28
37	香 川	10.33	10.21	▲0.12
38	愛 媛	10.03	10.18	+0.15
39	高 知	9.89	10.13	+0.24
40	福 岡	10.35	10.31	▲0.04
41	佐 賀	10.42	10.78	+0.36
42	長 崎	10.17	10.41	+0.24
43	熊 本	10.30	10.12	▲0.18
44	大 分	10.25	10.25	0.00
45	宮 崎	9.85	10.09	+0.24
46	鹿 児 島	10.13	10.31	+0.18
47	沖 縄	9.52	9.44	▲0.08

都道府県別保険料率

協会けんぽGUIDEBOOK
(2025年4月版) より抜粋

● 2025年度の都道府県支部ごとの保険料率

最大で
1.34%
の差

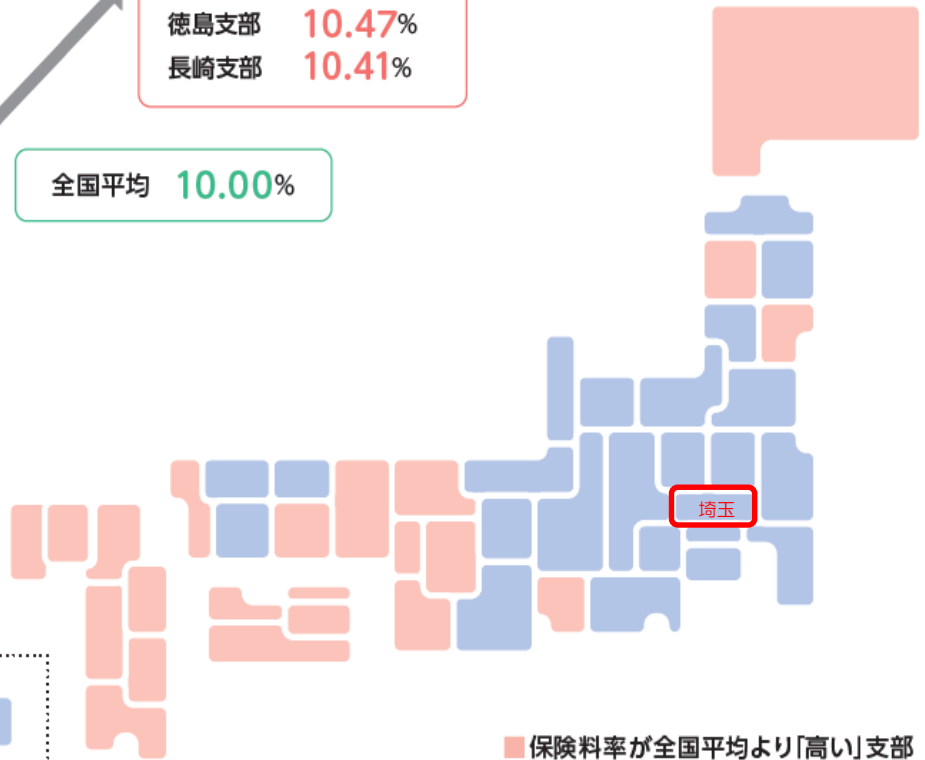
■ 保険料率が「高い」支部

佐賀支部 10.78%
徳島支部 10.47%
長崎支部 10.41%

全国平均 10.00%

■ 保険料率が「低い」支部

沖縄支部 9.44%
新潟支部 9.55%
岩手支部 9.62%
福島支部 9.62%



■ 保険料率が全国平均より「高い」支部

■ 保険料率が全国平均より「低い」支部

北海道支部	10.31%
青森支部	9.85%
岩手支部	9.62%
宮城支部	10.11%
秋田支部	10.01%
山形支部	9.75%
福島支部	9.62%
茨城支部	9.67%
栃木支部	9.82%
群馬支部	9.77%
埼玉支部	9.76%
千葉支部	9.79%

東京支部	9.91%
神奈川支部	9.92%
新潟支部	9.55%
富山支部	9.65%
石川支部	9.88%
福井支部	9.94%
山梨支部	9.89%
長野支部	9.69%
岐阜支部	9.93%
静岡支部	9.80%
愛知支部	10.03%
三重支部	9.99%

滋賀支部	9.97%
京都支部	10.03%
大阪支部	10.24%
兵庫支部	10.16%
奈良支部	10.02%
和歌山支部	10.19%
鳥取支部	9.93%
島根支部	9.94%
岡山支部	10.17%
広島支部	9.97%
山口支部	10.36%
徳島支部	10.47%

香川支部	10.21%
愛媛支部	10.18%
高知支部	10.13%
福岡支部	10.31%
佐賀支部	10.78%
長崎支部	10.41%
熊本支部	10.12%
大分支部	10.25%
宮崎支部	10.09%
鹿児島支部	10.31%
沖縄支部	9.44%

令和7年度 都道府県単位保険料率の変更についての支部長意見

[]は昨年度の支部数

● 当該支部の保険料率について『妥当』、『容認』とする趣旨の記載がある支部

23 支部 [24 支部]	・引き上げとなる支部	(28支部中 7支部)	[24支部中 4支部]
	・引き下げとなる支部	(18支部中 16支部)	[22支部中 20支部]
	・変更がない支部	(1支部中 0支部)	[1支部中 0支部]

埼玉支部

● 当該支部の保険料率について『やむを得ない』とする趣旨の記載がある支部

24 支部 [23 支部]	・引き上げとなる支部	(28支部中 21支部)	[24支部中 20支部]
	・引き下げとなる支部	(18支部中 2支部)	[22支部中 2支部]
	・変更がない支部	(1支部中 1支部)	[1支部中 1支部]

● 当該支部の保険料率について『反対』とする趣旨の記載がある支部

0 支部 [0 支部]	・引き上げとなる支部	(28支部中 0支部)	[24支部中 0支部]
	・引き下げとなる支部	(18支部中 0支部)	[22支部中 0支部]
	・変更がない支部	(1支部中 0支部)	[1支部中 0支部]

● 意見の提出なし 0支部 [0支部]

※都道府県単位保険料率の変更がない支部については、健康保険法上、支部長の意見の聴取を行うことは必要とされていないため、理事長からの法定の聴取は行っていない。
ただし、支部長として都道府県単位保険料率の変更が必要と考える場合は、法第160条第7項の規定に基づき、評議会の意見を聴いた上で、意見を提出することができる。
また、当該支部の支部長が、都道府県単位保険料率を変更しないことが「妥当」、「容認」等の意見を任意で提出することも認めている。

保険料率の変更に係る支部長意見

協埼玉支部発第 250120-03 号

令和 7 年 1 月 20 日

全国健康保険協会

理事長 北川 博康 殿

全国健康保険協会埼玉支部

支部長 榎原 章統

(公印省略)

都道府県単位保険料率の変更に係る意見

標記について、健康保険法第 160 条第 7 項の規定に基づき、評議会の意見を踏まえ、下記のとおり当職の意見を申出いたします。

記

1. 意見の要旨

埼玉支部の令和 7 年度保険料率を、令和 6 年度保険料率の 9.78%から 0.02%引き下げ、9.76%とすることについては、妥当と考えます。

ただし、保険財政の持続性の観点から制度改正などについて、国への働きかけを強化していただくとともに、準備金残高の中長期的な推移を勘案し、健康増進の取組みを一層充実するなどの更なる保健事業等への注力をお願い申し上げます。

2. 理由等

令和 7 年度平均保険料率を 10.0%に維持することにつきましては、保険料収入の増加が今後も不透明である中、医療費や後期高齢者支援金の増加が見込まれ、協会けんぽの財政状況が引き続き赤字構造であることを勘案しますと、中長期的に安定的な保険財政を維持していくという観点からも、妥当なものと考えます。

一方で、中小企業・小規模企業者を中心とする加入事業所の経営的な観点からすると、安定した経営を行うためにも都道府県単位保険料率については変動幅が少ないほうが望ましく、そのためには料率が一定期間変動しない仕組みやフォーミュラ（料率の算定方法）の見直しを検討していくなど、何らかの仕組みの

導入を検討していく必要があるとの意見をこれまでも述べさせていただいております。

今回も平均保険料率は、10.0%で維持していくものの、都道府県単位保険料率においては、安定的とはいえない状況だと思われます。

準備金残高が昨年度より積み上がり6兆円に迫る状況下である今だからこそ、見直しが可能であると考えます。

以前から支部評議会の意見でも取り上げられていた加入者に対する健康維持・増進の取組みに充てる等の更なる保健事業の充実策が示されたことについては、加入者に高く評価されると思いますが、より一層の充実をお願い申し上げます。また、協会の保険財政の仕組み・現状、特に保険料率の算出方法について、より理解が深まる広報を加入者・事業主に対して進めていく必要があるものと考えます。

約4千万人の加入者の健康維持・増進と将来の医療費負担軽減も見据えた事業への取組みが今後、更に重要であると思われますので、積極的に進めていただきますようお願い申し上げます。

以上

都道府県単位保険料率の変更に係る評議会における意見（埼玉支部）

（令和7年1月17日開催 埼玉支部評議会）

【評議会の意見】

埼玉支部の保険料率を 9.76%とすることは妥当である。中小企業経営にとって保険料率は重要な要素であり、中長期的に考えるものであるため、できるだけ長く平均保険料率 10%を維持し、安定化を図っていただきたい。

都道府県単位保険料率については、支部ごとに上昇・下降が繰り返されるため、毎年上下し不安定な状態であり、支部間における保険料率の差が大きく開いている。不安定な状態を是正するため、一定期間保険料率を固定するなど制度の見直しを検討していただきたい。

また、フォーミュラ（料率の算定方法）や準備金の役割について、費用対効果を踏まえ全支部が共通して使用できる動画を作成するなど、加入者・事業主に対するわかりやすい広報に取り組んでいただきたい。

あわせて、保険料率の引き下げには医療給付費を下げることが重要であり、県民一人一人による適切な医療機関の受診、医療機関側による適切な医療の提供、健康増進、予防などの取組について、加入者・事業主に理解が深まるよう、行政や医療関係団体と連携して、わかりやすい広報に取り組んでいただきたい。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- 埼玉支部の保険料率が全国平均より低い要因の一つは、医療給付費の所要保険料率が低いことにあり、健康であることが重要。今後も更に健康増進の取り組みを推進していく必要がある。
- 保険料率の算出方法はわかりづらく、全支部共通の課題でもあり、加入者・事業主への理解を深めるため、わかりやすい広報動画等の作成を本部に働きかけていただきたい。
- 準備金の運用について、是非検討していただきたい。中長期にわたり財政を安定化させるための準備金については、金利のある時代になっており、預金ではなく、公的年金の運用などを参考にして国債で運用するなど、安定ではあるが効果的な運用をお願いしたい。必要であれば法的な整備も含め、検討いただきたい。

- 現状の保険料率の算定方法では、料率が毎年上下し不安定な状態であり、支部間における保険料率の差が大きく開いていることから、制度の見直しを検討して欲しい。

(事業主代表)

- 中小企業、小規模事業者の経営は厳しい状況にあり、これ以上の保険料率の引き上げは容認できない。
- 健康保険の支出を抑えるためには、適切な医療機関の受診、医療機関側による適切な医療の提供が重要である。
- 準備金が6兆円に迫る金額になっているため、中長期にわたり財政を安定させるための準備金の効果的な運用が必要ではないか。

(被保険者代表)

- 保険料率の変動理由がわかりづらく、保険料率に関する知識や理解を深めるために、わかりやすい広報を実施していただきたい。
- 安定した財政運営に重点を置いて取り組んでいただきたい。